No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反 映の有無
1	個人	 ・新地方自治法において、公金の収納事務は、私人に委託することができる公金の範囲の制限が緩和され、地方公共団体の長の判断で委託できるようになった。 ・多くの自治体においては、国の方針のもと決済手段のキャッシュレス化を進める中、収納代行業者へ収納事務委託を行っているが、資金決済法による制限で、コード決済できない債権がある。(貸付金の元利償還金、遅延損害金、生活保護費返還金など) ・これらの自治体債権にかかるコード決済事業者への収納事務委託を可能とするよう、自治令の改正もしくは資金決済法の改正を行う対応が必要と考える。 	御指摘のような債権の種類に応じて決済手段を制限する規定はございません。なお、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)については、同法を所管する金融庁にお問い合わせくだ	無
2	個人	2. 改正の概要(1)地方自治法施行令の一部改正 において、地方自治法施行令第158条の2を削り、2か	則として全ての歳入等の収納に関する事務について、普通地方公共団体の長の判断で私人へ	
3	匿名	地方自治法施行令等の一部を改正する政令(案)の概要、2ページ目についての意見。 今回の改正の背景には、総務省の、新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会の中間報告があると思いますが、その中では、見直しの基本的な考え方として、「地方公共団体の実務上の要望がある経費であって、私人に支出事務の委託をすることが支障のないものを地方自治法施行令第165条の3第1項に追加して規定することを基本としつつ、支出事務を委託することができる経費の拡大について、地方公共団体の実際の要請を踏まえた検討を進めることが適切である。」とあります。この研究会の第七回の資料3にある問題意識では、「新型コロナウイルス感染症対策としての各種給付金の給付」に関する社会的要請について言及されていますが、2.(1)4にある、新地方自治法第243条の2の6第1項に規定する政令で定めるもの、の記載を読むと、法改正の前後で対象となる経費は変わらないものと思われます。今回の改正後も感染症対策としての各種給付金のような給付は対象にならないということでしょうか。支出事務を委託することができる経費の拡大について、改正案では、研究会の中間報告を踏まえた検討が行われたのか分からないため、地方公共団体からの実務上の要望や要請があったのか、それを踏まえてどのように検討されたのか、また、今後どのように検討されるのか明らかにしていただきたいです。	本政令案においては、私人(指定公金事務取扱者)に支出事務を委託することができる経費を変更することとはしていません。 御指摘の当該経費の拡大については、令和4年の地方分権改革に関する提案募集における地 方公共団体の提案等も踏まえつつ、その可否も含めて必要な検討を行ってまいります。	無